

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中之条町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

群馬県中之条町長

## 公表日

令和3年8月12日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民年金に関する事務	
②事務の概要	・国民年金法等の規定に則り、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する法定受託事務を行う。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 1 国民年金被保険者の資格取得・喪失等の受理及び報告 2 年金受給に伴う裁定請求事務の受理及び報告 3 国民年金保険料の免除等申請の受理及び報告 4 年金生活者支援給付金請求に係る所得等の確認	
③システムの名称	国民年金システム・団体内統合宛名管理システム・中間サーバ	
2. 特定個人情報ファイル名		
国民年金資格管理ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一第31の項 ・国民年金法第12条 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施しない ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	住民福祉課	
②所属長の役職名	住民福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	中之条町役場 住民福祉課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話:0279-75-8819	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	中之条町役場 住民福祉課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話:0279-75-8819	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

### Ⅳ リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	中之条町役場住民福祉課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地 0279-75-2111	中之条町役場 住民福祉課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話:0279-75-8819	事後	見直しにより訂正
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	中之条町役場住民福祉課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地 0279-75-2111	中之条町役場 住民福祉課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話:0279-75-8819	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一第31の項 ・国民年金法第12条	・番号法第9条第1項、別表第一第31の項 ・国民年金法第12条 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 1 国民年金被保険者の資格取得・喪失等の受理及び報告 2 年金受給に伴う裁定請求事務の受理及び報告 3 国民年金保険料の免除等申請の受理及び報告	・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 1 国民年金被保険者の資格取得・喪失等の受理及び報告 2 年金受給に伴う裁定請求事務の受理及び報告 3 国民年金保険料の免除等申請の受理及び報告 4 年金生活者支援給付金請求に係る所得等の確認	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住民福祉課長 山本忠雄	住民福祉課長	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	IVリスク対策 1～9		新規	事後	様式変更に伴う新規追加
令和2年8月6日	評価の再実施				
令和3年8月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しにより訂正
令和3年8月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しにより訂正